

2020年4月7日

お客様各位

あんしん少額短期保険株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大感染に伴う

緊急事態宣言発令を受けての対応

本日、新型コロナウイルス感染症の拡大感染に伴い、弊社の本店所在地である埼玉県に対して、5月6日までの緊急事態宣言が発令されました。既に罹患されたお客様には心よりお悔やみ並びにお見舞いを申し上げますとともに、今後、かかる新型コロナウイルス感染症に打ち勝って元気に過ごされることをご祈念申し上げます。

また、緊急事態宣言に伴う弊社の対応につきまして以下の通り実施をいたしますのでご周知の上宜しくご協力の程お願い申し上げます。

記

1. 期間 令和2年4月7日（火）～令和2年5月6日（水）

2. 対応

緊急事態時のため最少人数にて対応させていただいており、お客様にはご不便をお掛けすることもあります。出来るだけ加入的速やかに対応させていただきますのでご理解ご協力の程お願いいたします。

①窓口 お客様相談室 ☎0120-685-336（通話無料）

受付時間 9：00～17：00（土・日・祝日除く）

インターネット受付：info@ansin-ssi.com

（24時間受付を行っておりますが、対応につきましては翌営業日以降の対応となりますのでご了承ください。）

②業務内容 ・保険金等の支払、保険契約の保全（保険料の支払期限の猶予・契約更新・契約内容の変更諸手続・解約）及びこれに伴う顧客対応（電話等）
・資料請求、新規契約等の対応につきましては、インターネット・郵送・電話などの非対面で行います。

3. コロナウイルス感染症に関するお取扱い（令和2年3月10日より）

①保険料のお取扱いについて

万が一ご契約者の方が新型コロナウイルスに感染してご入院等を余儀なくされたためにお払込みが困難になった場合、保険料のお払込みを猶予する期間を最長6か月間延長いたします。

②医療保障・介護保障における給付金のお取扱いについて

新型コロナウイルス感染症は、入院給付金・手術給付金・介護一時金（公的保険と連動して要支援になった場合）の支払い対象となる疾病に該当します。入院給付金は、医師による治療が必要であり、自宅等での治療が困難なために医療機関に入院している場合に支払対象となりますので、検査により陽性と判定されたか否かに関わらず、医師の指示により医療機関に入院している場合は、入院給付金の支払い対象となります。尚、医療機関の事情により、感染後に直ちに入院できず、臨時施設（病院と同等とみなされる施設）で医師の治療を受けている場合も、原則として入院給付金の対象とします。尚、保険契約の責任開始日前に既に罹患されていた場合は対象外となります。

③死亡保険金

新型コロナウイルス感染症により死亡された場合は、疾病による保険金の対象となります。尚、保険契約の責任開始日前に罹患されていた場合は対象外となります。

4. ご請求時の取扱いについて

お手元に入院の領収書がないケースなど、請求手続きに必要な書類を準備することが難しい場合は、個別の事情をお伺いし柔軟に対応します。

5. 付帯サービスのお取扱いについて

当社商品のご契約者様専用のサービスとしてご提供しております無料の電話相談「ファミリー健康相談（提供：株式会社法研）」もしくはWebからのご相談「ファミリー・ケア・ネットワーク（提供：株式会社法研）」では、24時間体制で新型コロナウイルス感染症に関するご相談も含めベテラン相談員（スタッフは、保健師・看護師・栄養士などの専門的な資格を持っており、センターに常駐している医師がバックアップします。）が健康に関するあらゆるご相談を承っております。

※新型コロナウイルスに関する一般的な質問があった場合、厚生労働省の指針に沿ったご案内をしております。また、濃厚接触者等感染疑いの不安な症状がある場合には、各自治体の帰国者・接触者電話相談センターをご案内しています。

以上